

別府市新事業チャレンジ支援補助金交付要綱

制定 令和3年6月11日

別府市告示362号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域産業の振興を図るため、本市の資源又は魅力を活用し新事業にチャレンジする者に対し、予算の定めるところにより別府市新事業チャレンジ支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、別府市補助金等交付規則（平成2年別府市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新分野展開 主たる業種（売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく大分類の産業をいう。以下同じ。）又は主たる事業（売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく中分類、小分類又は細分類の産業をいう。以下同じ。）を変更することなく、新たな製品を製造し、又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、新たな市場に進出することをいう。
- (2) 事業転換 新たな製品を製造し、又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更することをいう。
- (3) 業種転換 新たな製品を製造し、又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、主たる業種を変更することをいう。
- (4) 業態転換 製品の製造方法又は商品若しくはサービスの提供方法を相当程度変更することをいう。
- (5) 創業 次に掲げる行為をいう。

ア 事業を営んでない個人が所得税法（昭和40年法律第33条）第

229条に規定する開業の届出をして、新たに事業を開始すること。

イ 事業を営んでない個人が新たに法人を設立し、当該新たに設立された法人が事業を開始すること。

(6) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(7) 事業所等 事務所、店舗、工場その他事業の用に供する拠点をいう。

(8) 共同事業 市内に住所及び事業所等を有する中小企業者を1者以上含む2者以上の者で組織された共同体で行う事業であって、当該事業の成果物の権利の全部又は一部が当該中小企業者に帰属するものをいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業で、本市における資源又は魅力を活かし、かつ、当該事業の計画に妥当性、継続性及び成長性が期待できるものとする。

(1) 新分野展開を行う事業

(2) 事業転換を行う事業

(3) 業種転換を行う事業

(4) 業態転換により事業を拡大する事業

(5) 前年度の4月1日以降に創業をした者が行う事業

(6) 共同事業

(7) 本市に新たに住所及び事業所等を設置した者が行う事業

(8) 市長が指定する事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助金の交付の対象としない。

(1) 過去に補助金の交付を受けた事業

(2) 過去に国又は他の地方公共団体から金銭による補助を受けた事業

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 市内に住所及び事業所等を有すること（申請日の属する年度の1月31日までに市内に住所及び事業所等を設置する場合を含む。）。

- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 申請日の属する年度の4月1日から1月31日までの期間における事業費の総額の1割に相当する額の自己資金を有すること。
- (4) 許認可等を必要とする事業にあつては、当該事業について必要な許認可等を受けていること。
- (5) 前条第1項第5号に掲げる事業については、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条第1項の規定により認定を受けた別府市創業支援等事業計画に記載されているもののうち、同法第2条第26項に規定する特定創業支援等事業による創業相談又は経営指導を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 仮設又は臨時の店舗その他その設置が恒常的でない店舗で事業を行う者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による許可又は届出を要する事業を行う者
- (3) 暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）
- (4) その他市長が適当でないと認める者
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する次に掲げる経費で、申請日の属する年度の4月1日から1月31日に支払ったもの（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

- (1) 原材料費
- (2) 設備費
- (3) 販路開拓費

- (4) 開発外注費
- (5) 賃借料
- (6) 技術指導に係る委託費又は謝礼金
- (7) 産業財産権の譲受け又は取得に要する経費
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算に定める範囲内で、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内とし、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 第3条第1項第1号及び第4号に掲げる事業 100万円
- (2) 第3条第1項第2号、第3号及び第5号から第8号までに掲げる事業 500万円
(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別府市新事業チャレンジ支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、添付することができないやむを得ない理由があると認める書類については、添付を省略させることができる。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- (3) 住民票の写し（個人の場合に限る。）
- (4) 決算書（法人の場合に限る。）
- (5) 確定申告書（収支内訳書）の控え（個人の場合に限る。）
- (6) 市税納税証明書（法人にあっては、当該法人のもの）
- (7) 自己資金の額が証明できる預金通帳、残高証明書等
- (8) 許認可証の写し（許認可を必要とする業種に限る。）
- (9) 誓約書（様式第3号）
- (10) 見積書の写し（補助対象経費のうち、1件の経費が50万円以上のものに限る。）
- (11) 履歴書（第3条第1項第5号に掲げる事業に限る。法人にあっては、当該法人の代表者のもの）

(12) 組織図（申請者が共同体の場合に限る。）

(13) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による市長の証明を受けたことが分かる書類（第3条第1項第5号に掲げる事業に限る。）

(14) その他市長が必要と認める書類

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、前条に規定する申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、第7条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、別府市新事業チャレンジ支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の適否の決定において必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

（変更等の申請）

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という）は、第7条に規定する申請の内容を変更し、又は補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）を中止し、若しくは廃止しようとするときは、別府市新事業チャレンジ支援補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に同条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付し、市長に提出しなければならない。ただし、同条第1号に掲げる書類の軽微な変更で補助金の額に影響を及ぼさないものについては、この限りでない。

（変更等の承認の決定）

第11条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、変更等の承認の適否を決定し、別府市新事業チャレンジ支援補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第6号）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、申請日の属する年度の2月末日又は補助事業の

終了の日から起算して30日が経過する日のいずれか早い日までに別府市新事業チャレンジ支援補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の明細表及び補助対象経費の支払を証明する書類
- (2) 設備等を設置した後の事業所等の写真
- (3) 第7条に規定する申請において同条ただし書の規定により省略した書類
- (4) 第7条に規定する申請の際に市内に住所を有していなかった場合にあっては、登記事項証明書又は住民票の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告の期限が別府市の休日を定める条例（平成元年別府市条例第18号）第1条第1項に規定する市の休日（以下この条において「休日」という。）に当たるときは、その日後で最も近い休日でない日を期限とする。

（補助金の額の確定通知）

第13条 市長は、前条第1項に規定する実績報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別府市新事業チャレンジ支援補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第14条 補助金の交付請求をしようとする補助事業者は、別府市新事業チャレンジ支援補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（報告書及び決算書の提出）

第15条 補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する事業年度から起算して3年間、毎事業年度の報告書及び決算書を当該事業年度の終了後3月以内に市長に提出しなければならない。

（財産の管理及び処分）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等について、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した日から5年間は、補助事業により新設又は増設した設備等を処分してはならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付を受けた者の努力義務)

第17条 補助金の交付を受けた補助事業者は、当該補助事業者が設置する事業所等において従業員の2年間以上の雇用の確保に努めるとともに、当該従業員が有期雇用契約である場合又はパートタイム雇用である場合は、期間の定めのない正規雇用に移行するよう努めなければならない。

(交付決定の取消し等)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、すでに補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(2) この要綱の規定により市長に提出した書類に誤りの記載があったとき。

(3) その他補助事業の施行について不正の行為があったとき。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月14日から施行する。